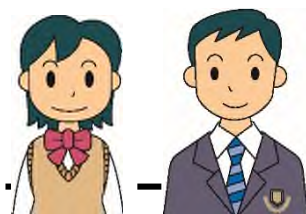


# さあ始めよう！消費者教育 ～「社会への扉」を使って～

- ◆ 日時：令和元年8月7日(水) 10時00分～12時00分(9時30分より受付開始)
- ◆ 会場：札幌エルプラザ 4階 大研修室（札幌市北区北8条西3丁目）
- ◆ 定員：60名
- ◆ 対象：札幌市内に所在のある高校の教員(応募多数の場合、家庭科・公民科優先)

【内容】 民法改正により、2022年4月から成人年齢が20歳から18歳に引き下げられます。社会経験が少ない18歳、19歳の若者が消費者保護の対象から外れ、消費者トラブルに巻き込まれる可能性があります。そこで、成年年齢に達する前に、契約に関する基本的知識やトラブル回避能力をつけるための消費者教育がますます重要になってきました。長年、消費生活相談や学校での消費者教育に携わった講師が、若者の消費者トラブルの現状、模擬講座、相談事例等を「社会への扉」を使用して解説します。

【講師】 札幌市消費者センター 啓発指導員



◆ 申込：FAX 又は e-mail により、別紙申込書を下記までお送りください。

● FAX:011-728-8301

● メールアドレス:koza@sapporo-shohisha.or.jp

締切日 8月2日<金>ただし、先着順とし、定員に達した場合、期日前に募集を終了する場合があります。

- ◆ 主催：札幌市（市民文化局市民生活部消費生活課、消費者センター）
- ◆ 後援：北海道
- ◆ 運営：公益社団法人 札幌消費者協会
- ◆ 問合せ：(公社)札幌消費者協会（札幌市消費者センター事業受託団体）  
札幌市北区北8条西3丁目 札幌エルプラザ2階  
担当:矢島 電話 728-8300/FAX 728-8301

- ◆ 担当部局：市民文化局市民生活部消費生活課  
担当:小川 電話 211-2245/FAX 218-5153



札幌市消費者教育  
イメージキャラクター  
しろうくま